

鹿 児 島 県 公 報

平成25年11月 8 日（金）第2956号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 地域森林計画案の縦覧（森林経営課取扱い） 1
- 地域森林計画の変更案の縦覧（5件）（森林経営課取扱い） 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（2件）（森づくり推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 4
- 公共測量の実施（2件）（監理課取扱い） 5
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 5
- 公有水面の埋立ての承認（河川課取扱い） 5
- 土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課取扱い） 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課取扱い） 7
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 8
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 9

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 10
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 11

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 11

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業施設警備業務2級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 11

告 示

鹿児島県告示第1140号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により南薩地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 森林計画区の名称
南薩森林計画区（鹿児島市，枕崎市，指宿市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市及び鹿児島郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課，鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振

興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

平成25年11月 8 日から同年12月 9 日まで

鹿児島県告示第1141号

森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 5 項の規定により北薩地域森林計画（平成24年 1 月20日鹿児島県告示第51号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 森林計画区の名称

北薩森林計画区（阿久根市，出水市，薩摩川内市，伊佐市，薩摩郡及び出水郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課，北薩地域振興局農林水産部林務水産課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

平成25年11月 8 日から同年12月 9 日まで

鹿児島県告示第1142号

森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 5 項の規定により始良地域森林計画（平成24年 1 月20日鹿児島県告示第52号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 森林計画区の名称

始良森林計画区（霧島市，始良市及び始良郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

平成25年11月 8 日から同年12月 9 日まで

鹿児島県告示第1143号

森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 5 項の規定により熊毛地域森林計画（平成24年 1 月20日鹿児島県告示第53号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 森林計画区の名称

熊毛森林計画区（西之表市及び熊毛郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農林普及課

3 縦覧期間

平成25年11月 8 日から同年12月 9 日まで

鹿児島県告示第1144号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により奄美大島地域森林計画（平成24年1月20日鹿児島県告示第48号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 森林計画区の名称
奄美大島森林計画区（奄美市及び大島郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大島支庁農林水産部林務水産課
- 3 縦覧期間
平成25年11月 8 日から同年12月 9 日まで

鹿児島県告示第1145号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により大隅地域森林計画（平成25年1月18日鹿児島県告示第30号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 森林計画区の名称
大隅森林計画区（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡及び肝属郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課
- 3 縦覧期間
平成25年11月 8 日から同年12月 9 日まで

鹿児島県告示第1146号

平成25年 9 月27日鹿児島県告示第1026号（以下「告示第1026号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
岡本たか子、鶴口ヤス子、鶴口美智子	志布志市有明町伊崎田字堂免3726番 2	告示第1026号の変更後の指定施業要件のとお り
岩田景義	志布志市有明町伊崎田字東段6126番 4	
下木権十	志布志市有明町伊崎田字山原7491番	
岩水袈裟助	志布志市有明町伊崎田字山原7492番	
野中弘詮	志布志市有明町伊崎田字山原7493番	
池田勇之進	志布志市有明町伊崎田字山原7531番 2	

鹿児島県告示第1147号

平成25年 9 月27日鹿児島県告示第1027号（以下「告示第1027号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26

年法律第249号) 第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
松元圓	志布志市松山町新橋字山角1610番4	告示第1027号の変更後
大窪重隆	志布志市松山町新橋字田平1505番1	の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第1148号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
青葉いずみヘルパーセンター	出水市上大川内3681番地	有限会社アイ・エヌ・ジー	静岡市清水区青葉町12番20号	長澤紀久子	平成25年11月1日	訪問介護

鹿児島県告示第1149号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアプランあいり	曾於市末吉町岩崎506番地	合同会社あいり	曾於市末吉町岩崎506番地	福岡奈代子	平成25年11月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第1150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
青葉いずみヘルパーセンター	出水市上大川内3681番地	有限会社アイ・エヌ・ジー	静岡市清水区青葉町12番20号	長澤紀久子	平成25年11月1日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第1151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		

たんぽぽこどもクリニック	鹿児島市東郡元町 5 番21号 1 F	平成25年 11月 1 日	精神通院医療
--------------	------------------------	------------------	--------

鹿児島県告示第1152号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
とまと薬局西陵店	鹿児島市西陵 5 - 12 - 5	平成25年 11月 1 日	精神通院医療
イオン薬局鹿児島店	鹿児島市東開町 7	平成25年 11月 1 日	精神通院医療
つむぎ薬局	鹿児島市東郡元町 5 - 15	平成25年 11月 1 日	精神通院医療
スター調剤薬局西谷山店	鹿児島市下福元町615-30	平成25年 11月 1 日	精神通院医療
スター調剤薬局東開店	鹿児島市東開町 3 - 131	平成25年 11月 1 日	精神通院医療
さくらの里薬局	伊佐市大口里字羽祢田151番 2	平成25年 11月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第1153号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成25年10月23日から平成26年 1 月31日まで
- 3 作業の地域 西之表市国上地内

鹿児島県告示第1154号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成25年10月23日から平成26年 3 月 7 日まで
- 3 作業の地域 南種子町茎永及び西之の各地内

鹿児島県告示第1155号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、薩摩川内市長から平成25年 7 月12日鹿児島県告示第794号で告示した公共測量の実施は、平成25年 9 月30日終了した旨の通知があった。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1156号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の

埋立てを承認した。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 承認年月日

平成25年10月30日

2 承認を受けた官庁の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

国土交通省九州地方整備局

福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長 岩崎泰彦

3 埋立区域

(1) 位置

ア 全体

鹿児島市吉野町字上ノ村10402番に接する道路並びに同市吉野町字上ノ村10402番、10404番1、10419番、10420番、10424番及び10425番の地先公有水面

イ 埋立区域A-1

鹿児島市吉野町字上ノ村10404番1、10419番、10420番、10424番及び10425番の地先公有水面

ウ 埋立区域A-2

鹿児島市吉野町字上ノ村10402番に接する道路及び同市吉野町字上ノ村10402番の地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域A-1

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と15の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1の地点 鹿児島市の国土地理院寺山公園四等三角点（北緯31度39分35秒0682，東経130度36分29秒8520）（以下「基点」という。）から155度34分38秒583.60メートルの地点

2の地点 1の地点から30度16分22秒15.56メートルの地点

3の地点 2の地点から30度13分40秒13.92メートルの地点

4の地点 3の地点から46度18分16秒8.74メートルの地点

5の地点 4の地点から46度30分00秒30.19メートルの地点

6の地点 5の地点から63度46分51秒17.95メートルの地点

7の地点 6の地点から63度57分51秒16.52メートルの地点

8の地点 7の地点から63度47分52秒13.97メートルの地点

9の地点 8の地点から237度06分36秒16.78メートルの地点

10の地点 9の地点から233度23分09秒14.65メートルの地点

11の地点 10の地点から231度44分29秒4.34メートルの地点

12の地点 11の地点から229度01分58秒19.22メートルの地点

13の地点 12の地点から226度54分39秒19.55メートルの地点

14の地点 13の地点から225度56分35秒15.69メートルの地点

15の地点 14の地点から226度08分32秒4.27メートルの地点

イ 埋立区域A-2

次の各地点を順次に結んだ線及び16の地点と25の地点とを結んだ線により囲まれた区域

16の地点 基点から164度41分01秒604.74メートルの地点

17の地点 16の地点から51度33分35秒8.89メートルの地点

18の地点 17の地点から51度33分35秒5.32メートルの地点

19の地点 18の地点から53度35分22秒17.13メートルの地点

20の地点 19の地点から109度44分39秒10.42メートルの地点

21の地点 20の地点から71度06分17秒8.08メートルの地点

- 22の地点 21の地点から230度24分48秒9.60メートルの地点
 23の地点 22の地点から229度12分08秒19.72メートルの地点
 24の地点 23の地点から227度53分46秒5.31メートルの地点
 25の地点 24の地点から228度21分02秒7.57メートルの地点

(3) 面積

- 埋立区域A-1 612.14平方メートル
 埋立区域A-2 444.15平方メートル
 合計 1,056.29平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

鹿児島市吉野町字上ノ村10402番, 10403番, 10404番1, 10419番, 10420番, 10424番, 10425番, 10428番及び10430・10431合併に接する道路, 同市吉野町字上ノ村10402番, 10403番, 10404番1, 10419番, 10420番, 10424番, 10425番, 10428番及び10430・10431合併の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び(1)の地点と(8)の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- (1)の地点 基点から165度39分05秒604.59メートルの地点
 (2)の地点 (1)の地点から55度37分51秒59.88メートルの地点
 (3)の地点 (2)の地点から39度18分32秒114.50メートルの地点
 (4)の地点 (3)の地点から67度37分32秒116.95メートルの地点
 (5)の地点 (4)の地点から156度11分56秒86.98メートルの地点
 (6)の地点 (5)の地点から238度40分21秒68.33メートルの地点
 (7)の地点 (6)の地点から222度45分01秒109.97メートルの地点
 (8)の地点 (7)の地点から232度23分48秒71.90メートルの地点

(3) 面積

27,322.22平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

鹿児島県告示第1157号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	西之表市	急・軍場1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1158号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	西之表市	急・軍場 1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	西之表市	急・浦田7, 急・浜走1, 急・平山之波瀬1, 急・宮ノ下1, 急・河安余り1, 急・丸野1, 急・軍場1, 急・馬遊1, 急・庄司浦1, 急・花ノ木1, 急・馬遊2, 急・南西現和ス1, 急・西俣1, 急・屋仁吾2, 急・城ヶ崎1, 急・石原平1, 急・原野小田1, 急・田之脇1, 急・下仁田1, 急・浅川1, 急・田之脇5, 急・湊8, 急・浜脇2, 急・軽ヶ小田1, 急・浜脇7, 急・中目1, 急・小牧1, 急・松島1, 急・松島2, 急・川迎1, 急・東浜伏1, 急・大園1, 急・赤坂2, 急・下石寺1, 急・上石寺1, 急・川迎2, 急・川迎3, 急・上能野1, 急・上能野2, 急・上能野3, 急・上能野4, 急・下能野1, 急・下能野2, 急・下能野3, 急・美浜町1, 急・美浜町2, 急・松島3, 急・松島4, 急・上崎1, 急・轟1, 急・上之園1, 急・一位山1, 急・伊原1, 急・大野後平1, 急・大野原1, 急・立山下ノ平1, 急・松下1, 急・前松島1, 急・渡瀬1, 急・萩之中峯1, 急・黒牛ヶ谷1, 急・大園2, 急・長迫1及び急・小比良嵐1
	南種子町	急・河内1, 急・稲子泊1, 急・稲子泊2, 急・御開1, 急・元屋敷1, 急・古川1, 急・今出川1, 急・稲子崎1, 急・桜園1, 急・有尾1, 急・長谷ノ口1, 急・赤尾木山崎1, 急・大宇都1, 急・黒山1, 急・大宇都2, 急・前ノ峯1, 急・加治谷峯1, 急・新町1, 急・新町2, 急・古川2, 急・古川3, 急・小場1, 急・山口1, 急・山口2及び急・山口3
土石流	西之表市	土・小広野2, 土・中之峯1, 土・野開1, 土・中之峯2, 土・城1, 土・岳之田1, 土・岳之田2, 土・岳之田3, 土・岳之田4, 土・岳之田5, 土・岳之田6, 土・岳之田7, 土・能野里2, 土・下能野1, 土・野木頭1, 土・野木頭2, 土・田平1, 土・源四郎1, 土・上之園1, 土・上之園2, 土・上之園3, 土・尾呂ノ平1, 土・能野里1, 土・高峯1, 土・高峯2及び土・能野里3
	南種子町	土・加治谷峯1, 土・加治谷峯2, 土・稲子泊1, 土・稲子泊2, 土・香府子島1, 土・加治谷峯3及び土・加治谷

峯 4

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	西之表市	急・浦田7, 急・浜走1, 急・平山之波瀬1, 急・宮ノ下1, 急・河安余り1, 急・丸野1, 急・軍場1, 急・馬遊1, 急・庄司浦1, 急・花ノ木1, 急・馬遊2, 急・南西現和ス1, 急・西俣1, 急・屋仁吾2, 急・城ヶ崎1, 急・石原平1, 急・原野小田1, 急・田之脇1, 急・下仁田1, 急・浅川1, 急・田之脇5, 急・湊8, 急・浜脇2, 急・軽ヶ小田1, 急・浜脇7, 急・中目1, 急・小牧1, 急・松島1, 急・松島2, 急・川迎1, 急・東浜伏1, 急・大園1, 急・赤坂2, 急・下石寺1, 急・上石寺1, 急・川迎2, 急・川迎3, 急・上能野1, 急・上能野2, 急・上能野3, 急・上能野4, 急・下能野1, 急・下能野2, 急・下能野3, 急・美浜町1, 急・美浜町2, 急・松島3, 急・松島4, 急・上崎1, 急・轟1, 急・上之園1, 急・一位山1, 急・伊原1, 急・大野後平1, 急・大野原1, 急・立山下ノ平1, 急・松下1, 急・前松島1, 急・渡瀬1, 急・萩之中峯1, 急・黒牛ヶ谷1, 急・大園2, 急・長迫1及び急・小比良嵐1
	南種子町	急・河内1, 急・稲子泊1, 急・稲子泊2, 急・御開1, 急・元屋敷1, 急・古川1, 急・今出川1, 急・稲子崎1, 急・桜園1, 急・有尾1, 急・長谷ノ口1, 急・赤尾木山崎1, 急・大宇都1, 急・黒山1, 急・大宇都2, 急・前ノ峯1, 急・加治谷峯1, 急・新町1, 急・新町2, 急・古川2, 急・古川3, 急・小場1, 急・山口1, 急・山口2及び急・山口3
土石流	西之表市	土・小広野2, 土・中之峯1, 土・野開1, 土・中之峯2, 土・城1, 土・岳之田1, 土・岳之田2, 土・岳之田3, 土・岳之田4, 土・岳之田5, 土・岳之田6, 土・岳之田7, 土・能野里2, 土・野木頭1, 土・田平1, 土・源四郎1, 土・上之園1, 土・上之園2, 土・上之園3, 土・尾呂ノ平1, 土・能野里1及び土・高峯2
	南種子町	土・加治谷峯1, 土・加治谷峯2, 土・稲子泊1, 土・稲子泊2, 土・香府子島1及び土・加治谷峯4

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年11月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年11月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキュー加世田店

南さつま市加世田地頭所町28番地 3 外 3 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地

イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地 外 2 社

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

イ 変更後 午前7時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後10時まで

イ 変更後 第1駐車場 午前6時30分から午後10時30分まで
第2駐車場及び第3駐車場 午前6時30分から午後10時まで

3 変更年月日

(1) 2の(1) 平成25年4月1日

(2) 2の(2)及び(3) 平成25年10月25日

4 届出年月日

平成25年10月24日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年11月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年11月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年11月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー川辺店

南九州市川辺町平山3395番地 1 外16筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ア 変更前 午前9時
 - イ 変更後 午前7時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前8時30分から午後10時まで
 - イ 変更後 第1駐車場 午前6時30分から午後10時まで
第2駐車場 午前6時30分から午後10時30分まで

3 変更年月日

平成25年10月25日

4 届出年月日

平成25年10月24日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により日置市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年11月8日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年11月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス伊集院店
日置市伊集院町清藤2006番2 外4筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年6月12日

3 意見の概要

交通安全、交通渋滞、騒音など大規模小売店舗を設置する事業者が配慮すべき事項について、国が定める指針に基づき、必要な措置を講じていることから、周辺地域の生活環境の保持について支障は無いと考えます。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第44号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年11月8日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表151の項中「出水郡医師会立阿久根市民病院」を「出水郡医師会広域医療センター」に改める。

公安委員会公告

警備業施設警備業務2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成25年11月8日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 検定の種別及び級の区分

施設警備業務2級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

- (1) 実施日時
平成26年 2 月 8 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、受付は、当日の午前 8 時 30 分から午前 9 時までとする。
 - (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）
 - (3) 受検定員
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定試験の方法及び内容
- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成25年12月17日（火）から同月27日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前 8 時30分から午後 5 時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）別記様式第 1 号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1 通
 - イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
 - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通
 - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1 通
 - (3) 申請先及び申請方法
 - ア 申請先
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 申請方法
受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）
- 6 検定手数料
16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）
なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
 - (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099－206－0110内線3014・3016）に行うこと。